

令和2年第3回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年3月10日(火) 午後1時30分

2 閉会 令和2年3月10日(火) 午後3時48分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

5人

林 修司

山上 勲

小西 安彦

東 茂

阿部 英志

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

主任 平田 直美

7 議事録署名委員

2番委員

3番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第8号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第9号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様です。

3月も半ばになり、春先というのは、このような天気になって、農作業ができないようになっております。

世界では、新型コロナウイルス感染症のニュースで賑わっております。農業委員会におきましても、テレビ会議、インターネットを使って総会ができるのかなどのお話にもなっております。2月28日に岡山県農業会議で、これはできないだろうと。岡山県におきましては、できないよということもありまして、新型のウイルスの感染については、集会等に関しては、気を使っていることと思っております。高齢者や体力のない人には、十分に体に留意していただきたいと思っております。そして、11月にも農業委員会で不祥事があったことをお伝えしておりましたが、今回、米子市の農業委員会の会長が、逮捕されております。農地転用に関わる問題で、収賄容疑で逮捕されたということが新聞に掲載されております。また、弘前市の農業委員会事務局職員が逮捕されたということで、「まさか」、「やっぱり」、「なぜ」という見出しになっております。本日の総会におきましても、公平、公正な審議をして、的確な判断をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただ今より令和2年第3回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、そして農地利用最適化推進委員の方は5人出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、2番委員、3番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員お願いをいたします。

【議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件に入らせていただきます。

審議でございますが、順番の変更をさせていただきます。

議案第12号、農地法第4条の36番、東阿曾の営農型太陽光における一時転用の案件であります。これに関しまして、申請人の●●さんに総会へ出席をしていただいております。その関係もございまして、この案件について、最初に審議したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第12号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

(主査)

【議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号36番】

(農地担当)

4ページ、36番、東阿曾の件であります。申請人へ入室していただく前に、現地調査の報告からお願いをいたします。

(11番委員)

この件につきましては、3月5日の午後1時から現地調査をいたしました。

農業委員として、会長、12番委員と私、農地利用最適化推進委員として、小西委員、事務局職員の国橋主査の5人で現地確認をいたしました。

東阿曾の件であります。東側が田、西側が水路、道路、田、南が田、北が水路と道路でありました。申請地は、耕運した土地で一部に野菜を作付けした土地でありました。

周辺農地への影響は、ないと思われまます。

以上であります。

(農地担当)

地元委員といたしまして、現地の状況等ありましたら、お願いをいたします。

(4番委員)

現況につきましては、現地調査の報告のとおりであります。

特別に言うことはありません。

(農地担当)

推進委員であります。林委員、現地について何かありましたら、お願いをいたします。

(林修司委員)

東西南北につきましては、報告のとおりであります。

農地への影響につきましては、説明をさせていただきますと、用水については、用水の分断等ありません。排水につきましては、土地の変更等なく既存の溝も変更なく問題ありません。日照、通風につきましては、太陽光パネルの下は空間であり、これについては問題ありません。土砂の流出等

につきましても、農地はそのままの利用状況であり問題ないと思います。

以上全てについて、問題はありません。

(農地担当)

ありがとうございます。

それでは、申請人へ入室をしていただいて、質疑に入らせていただきます。

入室をお願いいたします。

~~~~~ 申請人 【入室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、●●さん、よろしくお願いをいたします。

(申請人)

はい。

(農地担当)

今回の一時転用の案件ですが、10月の総会で一度審議しております。

今回、改めての申請となっておりますが、10月の申請と今回の申請の変更があったところの説明をしていただければと思います。

(申請人)

変わったところは、本文のところは変わっていませんが、市の基準がありまして、一つは下部できちんと農耕ができるようにと、ここに書いてあるとおり、農作業性があるのかと、もう一つは、下部で作物を作るのかということと。付随的に作物の収量があるのかと、その3点です。

(農地担当)

ありがとうございます。

申請人から3点の変更との話がありました。

前回の申請時に指摘があったパネルの高さが、大きく変更になっております。

事務局から、その変更について説明をお願いいたします。

(主査)

前回の申請では、パネルの高さが低い所で80センチ程度ということで、下部で効率的な耕作ができないのではないかという話がありました。今回は、委員の方へお配りしている申請書の写しがありますけれど、33ページをご確認ください。

ここにパネルの図面が載っています。分かりやすいところでは、右上に横から見た図面があるのですが、パネルの高さが低い所で2メートル20センチ、高い所で3メートル以上になっています。ここに人間の絵がありますが、身長が170センチの人であっても、十分に立って作業ができるような空間になっております。

申請書の2ページをご覧ください。

ここへ写真のコピーが載っていますが、これは、申請人が実際に今回の申請と同じ大きさの物をモデルとして作ったものです。中に人が写っていますが、十分に高さが確保できているような大きさになっております。

(農地担当)

事務局からの説明がありましたように、パネルの高さが大きく変更になっています。このことにつきまして、●●さん、パネルの高さの変更について、事務局から説明があったのですが、この点について、何か補足がありましたらお願いをいたします。

(申請人)

パネルの高さを高くした以外にはありません。

(農地担当)

下部で十分に営農ができるようになっているということですか。

(申請人)

十分できます。

大型のコンバインは難しいかも知れませんが、トラクターは十分に動きます。

(農地担当)

分かりました。

次に、変更点であります。作付作物につきまして、10月の審議では作物が決まっていない状況もありました。その点について、変更をされております。それにつきまして、変更点の説明を事務局からお願いをいたします。

(主査)

作物についてですが、申請書の36ページをご覧ください。

ここへ下部の農地における営農計画書として、記載されております。

37ページをご覧ください。

括弧の2番ですが、下部の農地における作付け予定作物及び作付け面積というところで、作付け予定作物名として、サトイモとなっています。作付け面積といたしましては、下部の農地及びそれと一体として営農を行う農地、1万212.91平方メートルとなっております。そのうち下部の農地にあたります日陰の部分ですが、その面積が38ページに書いてありますが、4379.8平方メートルとなります。38ページの右上に面積が載っています。

(農地担当)

事務局から、作目についての説明がありました。

●●さん、今回の申請で、作付けはサトイモになっていますが、サトイモ一本の作付けでよろしいでしょうか。

(申請人)

はい。

前は、多すぎるという話だったので、一本に絞りました。

(農地担当)

作目といたしましては、サトイモという申請ですが、次にサトイモの収量についての話になります。申請資料で、別に添付されております、資料をご覧ください。

(主査)

資料の添付13, 11への補足というものです。

A4で2枚ものであります。

営農型太陽光をするにあたり、大きな基準の一つとして、パネルの下部において地域の平均単収のおおむね2割以上減少してはならないとされています。その収穫量を示したものがこちらの資料になります。結論から申し上げますと、1番、括弧2に結論とありますが、申請人の計算であれば収量につきましては、地域の平均の81パーセントが見込まれています。また、申請人の収穫時期の延長によりまして、116パーセントの収量が見込まれるようになっていきます。これは、パネルの直下、パネルの下部での収量となります。

(農地担当)

補足として、元々の申請書の40ページから、サトイモについての資料があります。本来、営農型太陽光で事例となるべき、第三者の知見を有する者の話、もしくは、実例が必要になってくるのですが、47ページ、実際に営農型太陽光で実績がありますサトイモの作付けの資料もあります。また、次の48ページでは、普及指導センターの資料も添付されております。

●●さん、事務局よりサトイモのパネル下部についての収量について、81パーセントが見込めるとのことですが、これの根拠について説明をしていただければと思います。

(申請人)

ここの注目点に書いてあるとおり、架台を高くしたので、下部に散乱光がたくさん入る。床下では、暗さが分からないですけど、駐車場の高さぐらいになると光がすぐ入るので、影部の光量が日照部の3割程度、実際に測ってもらったのですが、日照部に対する影部での収量が陽性作物で6割ぐらいになります。半陰性作物で7割、陰性作物ですと10割になるのですが、このサトイモに対して、2ページ目、直下での収量の計算で、小麦でまったくの影部では、6割4分、ケヤキ、ケヤキは陽性だと思うのですが、7割9分取れます。これは、まったくの影部ですので、直下でも日が当たっているのです、日が当たっている部分を加味すると、81パーセントになります。少ししか増えていない感じがするのですが、71パーセントから10パーセントしか増えていない。少ししか増えていないという感じがするかも知れませんが、日が当たるのが3割ぐらいの部分に日が当たっているのです、まったくの陰で7割取れて、日が当たっている所も何割かあるので、その部分が増加したということで、81パーセントになったということです。

(農地担当)

実際、日照量を測って計算をした結果でありますか。

(申請人)

日照量を冬の冬至の時期だったのですが、その時の光量から、栽培は夏から秋にかけて収穫をす



るので、真冬よりは日が良く当たるので、明るいので、明るさを補正して、光合成の量は日光の量に比例するという理論、原則的な理論を使って、真冬の光に比べて、たくさん日が当たっているので、収穫があると予測しました。

(農地担当)

ありがとうございます。

大きく前回の申請から変更になっているのは、以上の3点でよろしいでしょうか。

(申請人)

はい。

よく作業ができるということ。収量も増える。作物も作ると。作物を作り収量も確保できますと。

(農地担当)

分かりました。

ただ今、説明がありましたように、以上の3点が前回の申請より変更になっております。

それを踏まえまして、委員の方々から、質問等をいただければと思います。

(2番委員)

今、0.81、サトイモの場合では、単純遮光率で0.652という話ですけど、配布された資料、2ページを見ると、すごく日陰になっているように感じるんです。影が広いような、日が当たらないような、0.652という数値を使っているのと。もう一点、この柱なのですが、すごく柱があるのですけれど、この柱がある程度の面積というか、周りで仕事ができないのではないかと。植えられないのではとの感じがします。その辺についてはいかがでしょうか。

もう一つ、私たちのサトイモと品種は違うのですが、これは、毎年植えると障害がでてきて、大きくなれないということと、普通のサトイモでも掘るのが大変だと感じがするのですが、1町も植えられて、作業が十分できるのかなと感じます。

その点について、回答をいただければと思います。

(申請人)

サトイモが柱の側では作れないということですが、柱のゼロセンチの所には植えられないと思います。20センチぐらい離れたら、サトイモは1メートルぐらい幅がありますから、葉っぱ。両側で。だから、30センチぐらい離れた所にイモを植えれば、柱のすぐ側まで、光が使える。すぐ側は、畔と同じで、畔には米を植えませんから、畔にかぶっていると、稲がかぶっているとかという感じですか。

(2番委員)

そうすると、サトイモは大きく根が張るので、おそらく支柱は深く埋めていると思うので、その支柱がぐらついたり、サトイモはすごく根を張って大きくなっていると思うのですが。

(申請人)

サトイモの深さは、せいぜい30センチ、20センチぐらいだと思います。畝を起こしたりするので、30センチぐらいだとしますと、今回は、2メートルぐらい杭は打っているので、影響しな

いはずです。

(2番委員)

サトイモの障害、毎年植えると、サトイモは障害が出てくるのですが、品種によって改良していくのですか。

(申請人)

営農計画のところの、連作、3年ぐらいだと思います。

発行されている本では、連作のすすめということで、連作のすすめということを使って、連作障害を防ぐということも、実際に起こると、長ネギに変更するとかが必要になると思います。

(2番委員)

実際問題、サトイモの障害は、すぐ発生すると思うんです。我々素人が作っている場合は、例えば、サトイモを1町ほど植えて、作業するとなると大変な作業になるし、また、連作障害がでてくるなかで、次に何をどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

(農地担当)

資料の44ページに連作に関する対策の資料をご覧ください。

2番委員からの質問にありました、サトイモを1ヘクタール以上、労力的に可能なのかという質問もありますので、それについてもお願いをいたします。

(申請人)

収穫できる道具、昔の人力ではなくて、トラクターの付属品を使ってやれることと、高齢者が多いので、パワースーツとか、そのようなことを考えればいいなと思っています。

1ヘクタール作ると、12トンぐらい収穫できるはずですが、12トンが多いと思うか、米でも1反で600キロ、2町作ると12トンぐらい収穫できるんです。2町歩の米を収穫しているような労力だろうと思います。

(2番委員)

機械をお使いになるということですけど、支柱が増えて、上手な運転をされるのですが、その支柱にさわるのではないかと心配をするのですが、慣れた人、ベテランの方がおられるのかなと。1メートルも入っているから、大丈夫だというのですが、少しでも当たると支柱が曲がってしまうのではないかと。それと、支柱の数が載ってましたけど、すごい数が入っている。13.77平米の面積であります。この支柱の周りには、イモができるという話ですけど、13.77平米よりは、余計にしているのではないかなと感じがするのですが。

いかがなものですか。

(申請人)

この830本、スクリュウ杭があるのですが、これの一番太い所を計算すると、830本かけると3.77平米になります。農林省の規則では、3.77平米を書くような規則になっています。

杭のすぐ側には、イモはできていない。何十センチかは離れているはずなんで。

(2番委員)

それは、分かります。

(申請人)

ビニールハウスで野菜を作っているとして、パイプのゼロセンチの所では、収穫しなくて、野菜を作るにしても、30センチか50センチか離して作るはずなんで、それと同じだろうと思います。ビニールハウスみたいな物だと思います。

(2番委員)

サトイモが連作障害はないと書かれているのですが、もし発生した場合は、他の作物は予定されているのですか。

(申請人)

より陰性に近いのは、白ネギだとかがありますけれど、今回は、イモで5年でも10年でも連作障害を防ぎながら、作っていこうと申請にしています。

(2番委員)

2ページの写真を見たら、日当たりが悪いなと感じがするのですが、いかがなものですか。

(申請人)

農地に営農型太陽光発電の主流の施設では、これよりもたくさん設置してる所でも営農ができてると、ただ、トラクターを動かしている人が、ぶつかりそうと思うはずだと思うのですが、そのようなことで、支柱をたくさん立てて、許可されているというか、実際に営農をされています。

(2番委員)

はい。

(農地担当)

今の説明に付随いたしまして、47ページ、高知県の実例として、サトイモを作付けされて、収量を取っている事例があります。この事例に関しましても、写真を見てもらうように、かなりパネルがびっしりの状態での実例となっております。

他に質問等あれば、お願いをいたします。

(6番委員)

前回からの申請内容から比べると改善されていると思うのですが、私は収量の計算については苦手なのですが、違う観点からお伺いしたいのですが、強風対策、かなり風通しがいい場所なので、台風時に設備が倒れたとしても被害が他に及ぶということはないと思うのですが、想定外の風が来たときに、パネル等が吹き飛んでしまって、遠くへ飛ばされることも考えられると思うんです。壊れたとしても、ワイヤーで飛ばないようにするとか、そのような対策が取られているのかということです。

(申請人)

風についてですね。

(6番委員)

主に風だと思います。

壊れて申請人が被害を受けるだけで、他が被害を受けなければ問題ないと思うのですが、強風で飛ばされた場合に、他の建物や身体に影響があつては困りますので、その対策はどのように考えていますか。

(申請人)

先ほどの、写真、実物大装置で、パネルがなかったということですが、風で一部が飛んだりしたんです。そのようなことは、心配しなければいけないのですが、今回、本当のものを作る時には、私はエンジニアなので、風力の計算もできるし、引抜き耐力の試験をしながら物を作った経験があるので、岡山県は、大きな室戸みたいな台風は来ないはずなんです。

(6番委員)

それは、楽観的な考え方として、受け止めていいと思うのですが、岡山も甚大な台風被害を受けたケースもありますので、そのような時に、設備が壊れるという問題ではなくて、壊れたことによって、他に被害が及ばないような対策が取られているかどうかということなんです。

(申請人)

まず、被害が起きないこと、壊れないこと、被害が起きた後に対人だと思ふのですが。

(6番委員)

具体的な対策が、どうなっているかということをお教えください。

今まで、どのようなことではなくて、そのようなことが起きた時に、申請人はどのような対策を取られているのかをお教えください。

(申請人)

一つは、機械的に丈夫になっていること。機械的に丈夫にしています。風力では飛ばない。

(6番委員)

設計図というか、見取り図、写真を見たところ、かなり華奢なので、20から30メートルの強風で、ぐらついたり、飛んだりすることが考えられる。そのような構造に見えます。

具体的に、強風何メートルまで大丈夫という数字があるのなら、その数値を信用しても構わないのですが。

(申請人)

これと同じようなのは、各家庭に屋根付きの駐車場があると思うのですが、高さもそれと同じです。屋根付きの駐車場の。

(6番委員)

だったら、それが一番心配なんです。

(申請人)

見積りでは、32メートルをお願いをしています。

岡山の測候所、風力を計っているのは、50メートルとか、すごく高い所でやってるんです。それで、岡山は、34メートルとかなんです。ここは、3メートルぐらいです。32メートルでも十分だろうと、32メートルがきても大丈夫なように、補強だとか、隅のほうは補強をするとかを考

えています。

(6 番委員)

考えているより、ぜひお願いをしたいと思います。

私の質問は、以上です。

(申請人)

それについては、対応をさせていただきます。

飛んでも隣に家があるわけでないので、けが人は出ないのではないかと思います。

(農地担当)

どのような天候になるかもしれないので、もしもがないような対策を取っていただきたい。

お願いをいたします。

(申請人)

はい。

(農地担当)

構造上、3.2メートルの風にも耐えられるということで、よろしいですね。

(申請人)

はい。

(農地担当)

他にどなたか、ご質問はありませんか。

(11 番委員)

仮に許可されたとしての話になるのですが、申請人が確認を取っておられるのか、許可されてもこれから先、1年ごとに、農業委員会へ報告するようになります。それが確認できなければ、許可の取り消しとか、3年後の許可ができないとかということの認識を持っておられるのでしょうか。

許可後の条件に付いて、申請人へ説明をしてもらえたらと思うのですが。

(農地担当)

一時転用に関する部分ですね。

(11 番委員)

今回、営農型太陽光の場合、一時転用ということになります。

その点について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

太陽光発電の総社市の許可基準を委員の方へお配りをしています。

許可基準を確認していただければと思います。

2 ページ目に、3 番、一時転用に付ける条件があります。

この条件を朗読させていただきます。

1. 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。

2. 下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。

3. 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

4. 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく報告すること。

5. 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

以上であります。

具体的にいいますと、営農が適切に継続されていることが大前提ですが、下部で生産された農作物の状況を毎年、2月末までに農業委員会へ報告するようになっていきます。その際には、必要な知見を有する者の確認を受けるようになっております。

(農地担当)

今、事務局から説明があった、一時転用に付ける条件ではありますが、その点については、よろしいでしょうか。

(申請人)

はい。

加えて、3年ごとに許可の更新ということですか。

(主査)

一時転用ですので、更新の際に、適切に営農がされていなければ更新されない。許可されないこともあるということです。

(農地担当)

事務局からの説明のように、毎年の収穫の状況等について、知見を有する方の確認、また、今回許可になった場合、農業委員会でも現地調査を定期的に行おうと考えております。

先ほどの話にもありましたが、連作障害を回避する技術はあるなかで、もし発生した場合、作物を変えなければならない可能性もあるので、毎年の報告義務がありますので、随時、知見を有する者、普及所だったり、農協であったり相談をしながらするようにしていきたい。

(申請人)

分かりました。

(農地担当)

説明にもありましたように、毎年、収穫、作付けを見まして、3年後に一時転用になりますので、再許可ができるのかを含めて、農業委員会として判断しなければならないと思っております。

11番委員、よろしいでしょうか。

(1 1 委員)

はい。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(4 番委員)

農水省の通達のなかに、適切な継続ができるようにとの条件が入っているのですが、この継続ということで、申請人が高齢な方でありますから、仮に交代をする場合に、受け継ぐ方というのは、どのようになっているのでしょうか。

(申請人)

孫の女の子が、小学校の3年生か2年生を先頭に3人いるのですが、私自身は、150歳まで生きるつもりです。その子たちに、本気で思っているんです。あと15年とか20年ぐらい私が頑張っていて、孫に引き継ぎたいと思っております。それがダメになれば、転売の話とかになるかも知れませんが、私は、今、孫娘に期待をしています。

(4 番委員)

奥さんとか、身内の方とか、従業員の方とか、そのような方で共同経営ができるような、そのような体制は、考えていないのですか。

(申請人)

確定申告で、税金を納めていますので、法人化する必要があるだろうと思っておりますが、基本的には、農業法人は家族経営なので、そのようなことは税務上考えなければということもあります。事業継承の役に立つかということになるとということになると、法人化して役に立つかということ、私は難しいのではないかと思います。

(1 1 番委員)

たちまち、今の話をしているので、お孫さんが引き継ぐとかということは、何の問題もないと思います。3年後、出来ていなかったら、営農型は許可できないのだから、お孫さんよりも3年後だと思います。

皆さんの考えは分かりませんが、私はそのように思いました。

(農地担当)

申告を含めた事業継承についてお話があったのですが、4番委員がおっしゃられたのは、日々の作業としての跡継ぎ、一緒にしてくれる人が、いるかどうかということだと思いますので、事業代表がということではなくて、作業的に仲間が、例えば、明日、申請人の体調が悪くなくても、出来る仲間がいるかどうかという話が重要になってくるのかなと。

(申請人)

他の農業も同じだと思うのですが。

今、実際にしてもらっている人はいますけど、私がいなくなって出来るかということ、入金だけは入ってきますけど。私がいなくなると、多分、20年続かないと思います。農業をしている方で、

この農業は、俺がいなくなったら、息子がやるという対策をしている人があるのか、私には分かりません。

(農地担当)

代表である申請人が、亡くなったらというのではなくて、体調が悪くなったときに、手伝ってくれる人があるのかなということが気になって。

(申請人)

それは、大丈夫です。

傍聴席、後ろにいます。

メンテナンスも十分できます。

(農地担当)

その辺についての話をさせていただくのがいいのかなと。

(10番委員)

営農型で、おおむね80パーセント以上を作れなくなったら、3年後に太陽光設備を撤去してくださいということになります。特に営農型の場合には、作物を80パーセント以上作ってください。それができなければ、3年後には撤去するというのでいいのではなかろうかと思います。

(申請人)

そのとおりで、ここの、今、対象にしているものは、なくなる可能性もあります。やってくれるはずです。儲かっているから。

(農地担当)

8割の確保、体調が理由か分かりませんが、下部で8割の営農、収穫ができなくなった場合、撤去という話になります。

(申請人)

条件のとおりです。

(農地担当)

あくまでも一時転用でありますので、3年間、3年後の審議になろうかと思います。

お願いいたします。

(申請人)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(2番委員)

農地担当の言われた内容、書面によって書いてあるんですが、作物を作っただけならば、後は安泰ではないですか。そこだけを念を押してもらったから、このことを本人に納得してもらおうということを第一条件で。

以上です。



(農地担当)

サトイモで8割が難しい。例えば2年目、3年目でなった場合、違う作物を、8割取れないから、ダメというのではなくて、違う作目でも8割取れるようにしていただきたいという話であります。

(申請人)

営農を継続するということで、やっていきます。

(農地担当)

他に事務局も含めまして、ありませんでしょうか。

(主査)

補足といたしまして、農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により、総社市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められる土地の区域内にある農地ということで、農用地となります。

例外許可規定として、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこととなります。

なお、転用期間ですが、申請書によりまして、許可日から令和4年12月31日までとなっております。

(農地担当)

私からの質問をさせていただきます。

(3番委員)

事務局から補足説明がありましたように、転用期間が許可日から令和4年12月31日とあるのですが、更新の場合の申請は、この日までに行わなければならないのですか。

(主査)

許可になった場合、許可が12月31日までとなりますので、それまでに許可を得られるような日程で申請をするようになります。

(農地担当)

●●さんよろしいでしょうか。

(申請人)

はい。

効率的かつ安定的な農業経営ができている人は、10年になるとかを書いてあるのですが、そのようなことを誰かに認定してもらって、確定申告書を出して、3年後の更新の前に、1年目、2年目の報告ができる栽培をします。

(農地担当)

分かりました。

事務局から説明のあったことも含めまして、何かありましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

よろしければ、申請人に退室をしていただきまして、審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(4番委員)

この計画は、一時転用で3年間の期間がありますけれど、3年後に仮に、80パーセントの収穫を満たしていないとか、いろんな基準があって、それをクリアしていなかった場合には、更新ができないということになりますけれど、その認められない場合には、パネルとかの施設を撤去することになるのですが、その資金面で、撤去費用が●●●万円と申請書に書かれていたのですが、撤去費用は、資金計画に含まれているのでしょうか。

(主査)

事務局から、お答えします。

申請書に事業の資金計画がありまして、その中に撤去費用も含まれています。

その資金の財源につきましても事務局で確認をしております。

(4番委員)

何ページでしたか。

(主査)

1ページの6番、事業の資金計画のところに、内部工、廃棄積立等ということで、●●●●●万円となっております。

(4番委員)

資料の中にも、表現があったのですが。

撤去費用●●●万円とあったのですが。

(主査)

この●●●●●万のなかに、含まれておりまして。

(4番委員)

質問は、撤去費用を見込んだ計画が、どのようにして出したのか、その資料がはっきり分からないので。

(主査)

31ページをご確認ください。

括弧2番に、資金所要額の総計にシステム費用代外である内部工事費●●●●●万円、連携費と廃棄準備金等の●●●●●万円の小計●●●●●万円を加えるとあります。

よって、撤去費が●●●万円ということになります。

(4番委員)

これは、括弧1のところで、調達価格等算定委員会の金額が、●●●●●万円という数字が書かれているのですが、この●●●●●万円で、資材購入費●●●●●万円、外部工事費●●●●●万

円、小計●●●●●万円、この数字の計算が理解できないのですが。

資材購入費●●●●●万円で、外部工事費●●●●●万円、●●●●●万円がソーラーを調達して稼働させる費用だろうと思うのですが、それにプラスして、●●●●●万円ということになると、●●●●●万円を超えるのですが。

この費用全体が、●●●●●万円と手書きで書いてあるのですが。

(申請人)

31ページの2の括弧1、経済産業省の日本の指標だと思うのですが、経済産業省が太陽光を安く作れという趣旨で作っている、●●●●●万円、これを私が今まで持っている資料とブレイクすると、①、②なので、小計である●●●●●万円、すなわち申請書の資材購入費と外部工事費、●●●●●万円と、内部で工事をしようと思っているので、内部工事費、廃棄積立費をここでは、●●●●●万円、廃棄準備金を用意してますけども、太陽光は大した工事ではないと思っています。工事業者に頼むと高額になるのですが。

(農地担当)

おそらく、4番委員、31ページの●●●●●万円と、その下の数字の整合性の話だと思うのですけれども、申請人からの説明だと経済産業省の算定価格が●●●●●万円であって、その価格算定の仕方、申請人の形を計算すると●●●●●万円と●●●●●万円になるということよろしいですか。

この●●●●●万円という数字は、経済産業省で算定した計算額ということで、実際に必要なお金は、その下に書かれている申請書の1ページになる●●●●●万円と●●●●●万円と●●●●●●●万円ということですね。

(申請人)

はい。

(農地担当)

繰り返しますが、31ページの真ん中の●●●●●万円というのは、経済産業省で算定した場合の算定額であって、その数式に基づいて、今回の実案件で計算して、計算式で出た数字が、資材購入費●●●●●万円、外部工事費の●●●●●万円とその枠外にある廃棄積立を加味した●●●●●●●万円ということになって、この申請額となっているようであります。

4番委員よろしいでしょうか。

(4番委員)

はい。

(農地担当)

他にありませんか。

なければ、審議に入りたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

●●さん、長時間ありがとうございました。

この後、審議に入りますので、ご退席していただければと思います。

(申請人)

最後に、誓約書へ書いてあるのですが、誓約書どおり、私はこの農地ソーラーで、総社吉備地域の豊かな農業、農村に微力を尽くしたいと思いますので、委員の方々も注目をしていただきたいと思えます。

どうもありがとうございます。

~~~~~ 申請人 【退室】 ~~~~~

(農地担当)

だいぶ時間も経過していますので、一旦、休憩をしたいと思います。

午後2時50分まで。

【午後2時43分から午後2時50分まで休憩】

(農地担当)

休憩前に続き会議を開きます。

36番の件ですが、先ほど申請人から説明をいただきました。

それを受けまして、改めてこの議案につきまして、何かご意見がありましたら、お願いをいたします。

では、事務局からお願いをいたします。

(次長)

営農型ですが、前回、不許可になったのですが、その理由として、支柱の高さが2メートル未満であった。今回は、支柱の高さが2メートルを超えています。それと、太陽光パネルの下部で、地域の平均的な収量のおおむね2割以上の減少をしないこと。今回の申請は、81パーセントの収量があるとの申請がされております。どのような品種を栽培するのかといいますと、サトイモを植える。サトイモには連作障害が発生するという発言がありましたが、申請人がそれを防ぐような作付け方法の資料が添付されております。万が一、サトイモが栽培できなくなったとしても、専門的な知見を有する者と相談をしながら、次の作物を考え改善していくという発言もありました。また、許可されますと、毎年2月末までに営農状況等について農業委員会へ報告するような条件が付きまします。それをもって、収量が分かるようなもの、客観的な資料、収量が分かるものを添付して農業委

員会へ報告することになります。報告書には、専門的な知識を有する者の確認が必要になります。前回の申請内容とは、支柱の高さ、また、太陽光パネルの下部での収量が改善されていると思います。

農業委員会としては、何を審査するかというと、太陽光パネルの下部で、きちんと営農をすることができるのか。下部で、おおむね2割以上減少しないことの確認になろうかと思います。

以上になります。

(農地担当)

毎年の報告もあるのですが、総社市で初めての営農型の案件でもありますので、地元の委員さんも注視していただくのはもちろん、定期的に、例えば毎月の現地調査を含めて複数委員で確認することが必要になるかと思います。

(次長)

農業委員会として初めてのことでありますので、耕作をされているのかを確認していくこととします。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(4番委員)

資料の36ページになるのですが、営農型発電設備の設置を計画している農地等の概要のところなのですが、総面積が農地と一体として営農を行う総面積と営農型発電設備の下部の農地面積がありますが、今回、80パーセントの収量となるのは、営農型発電設備の下部の農地面積ということですね。

(主査)

はい。

(4番委員)

そのようになると、営農型発電設備の下部の農地面積とそれ以外の部分との収量はどのようになるのですか。

(主査)

80パーセント以上の収穫はパネルの下部になります。

報告の際には、それが分かるような資料を添付していただくようになります。

実際の収穫に際しては、下部とそれ以外を分けるというのは、作業効率的にもよくないので、ある程度、柔軟に対応をさせていただければと思います。

(4番委員)

3年の一時転用の期間というのも、着工して設置工事が終わってからですと、実際に営農ができるのは、2年間ということになりますね。

(主査)

そのようになります。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

地元の林委員から、ありませんでしょうか。

(林修司委員)

いろいろと審議をしていただいて、時間も経過していますが、法的にできるかできないかということだろうと思います。今、いろいろ審議されている3年先の話がでていますが、そういうことに対してどうするかと、これが許可できるかできないかを別にして、やってみないと分からない話で、80パーセントの収量があつて、よかつたなということもあろうかと思いますが。また、反面、できてなかつたらということもあろうかと思いますが。ということは、3年先の決め事があるわけですから、それは、則してやってもらえればいいことだと私は思っています。

以上です。

(農地担当)

分かりました。

事務局も含めて質問がなければ、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは、採決に入らせていただきますが、許可か不許可でお願いをいたします。保留はなしでお願いをいたします。

農業委員さんよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

今回、農地法第4条による許可申請、36番、東阿曾の営農型太陽光発電を目的とした一時転用について、許可の方の挙手をお願いいたします。

(次長)

全員であります。

(農地担当)

それでは、東阿曾の36番につきましては、許可することとなりましたが、総社市としては、営農型太陽光発電を目的とした一時転用が初めてのことでありますので、岡山県農業会議への諮問をするべきかと思いますが、農業委員の皆様いかがでしょうか。

(委員)

諮問してください。

(農地担当)

それでは、総社市農業委員会は、農地法第4条第5項の規定を適用して、岡山県農業会議へ意見を聴くことといたします。

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

農業委員会では、許可の見込みですが、岡山県農業会議の意見が違った場合、再び審議とさせていただきます。また、農業委員会の意見と同じであった場合、農業会議の答申日をもって、許可といたします。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

そのようにいたします。

それでは、議案の最初に戻らせていただきます。

【議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

議案第11号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号71番】

(農地担当)

それでは、71番、秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

渡し人と受け人は、親戚関係になりまして、以前にも渡し人から受け人へ譲り渡したことがあります。受け人の方は、きちんと営農をされております。また、地元の道掃除、溝掃除も出られています。

地元としては、何ら問題はありません。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

事務局より補足があります。

(主査)

受け人の耕作面積ですが、●●●●●平方メートルのうち、●●●●●平方メートルが倉敷市における耕作面積となります。

(農地担当)

この案件につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

71番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、71番は許可されました。

【受付番号72番】

(農地担当)

続きまして、72番、刑部の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員)

当該農地は、泉団地より南東になります。刑部の総社小学校から●●●へ抜ける右側にある農地であります。隣接地を申請人が作付けをしております。詳しくは、地元の推進委員であります、山上委員からお願いをいたします。

(山上委員)

申請地は、狭小地であります。

受け人と渡し人の双方の話がまとまったものであります。

受け人の方は、すぐ隣を耕作されており問題ないと思います。

(農地担当)

この案件につきましては、14番委員にも調査をしていただいておりますので、お願いをいたします。

(14番委員)

受け人が住まわれております、西郡の農地を含めて、市内のいろいろな所に農地をお持ちで耕作をされております。推進委員の阿部委員から話を聞くと、受け人は真面目な方で、農業に携わっておられるということです。

(農地担当)

それでは、阿部委員お願いをいたします。

(阿部委員)

申請書、一般申請書の記載項目について、申請人と話をしました。

申請書のとおりでまったく問題ありません。

耕作ですが、稲は作っていないで、黒豆を主体に作るということで、今回の94平方メートルで隣が田で、実際には一緒にやっているような状況だそうです。それが漏れていたような状況だそうです。作っても黒豆だということでした。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご意見等はありませんでしょうか。

(2番委員)

説明にあった、94平方メートルですが、1畝ないんですね。

隣の田を作られているのだから。

(3番委員)

地元としてお答えします。

申請地の隣接地を耕作されておまして、実際は続きのような形で、現況も一緒に利用されているような状態でありました。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をいたします。

72番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、72番は許可されました。

【受付番号73番】

(農地担当)

続きまして、73番、総社の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員)

73番、総社の件ですが、これも山上委員へ調査をしていただいております。

(山上委員)

今回、私から受け人と渡し人へ電話をして確認をいたしました。また、現地の確認もいたしました。受け人と渡し人との間で、話がまとまり今回の申請になったものです。

受け人は、流動化で3町少々を、●●、●●、●●のあたりを耕作されています。

受け人の方は、耕作もきちんとされており、地元としては、何ら問題はありません。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、73番は許可されました。

【受付番号74番】

(農地担当)

続きまして、74番、下原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員)

この土地につきましては、渡し人と受け人は、兄弟であります。

渡し人は、母親から相続をして、この人の名義になっていますが、結婚と同時に東京へ出られましたので、農業ができる状態ではなかったということです。それから、受け人の方は、養子で入られた方なのですが、その当時からすべて申請地については耕作をされております。現に1町少々を耕作されております。本人は仕事の傍ら、ほぼ一人でされております。また、時々奥さんもされております。申請人は地元の中心的な存在の方であります。

今までの耕作状況と何ら変わるものではありません。
地元としては、何ら問題はありません。
以上であります。

(農地担当)

小西推進委員，お願いをいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりであります。
付加するものではありません。

(農地担当)

この案件につきまして，ご質疑，ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では，採決いたします。
74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め，74番は許可されました。

【受付番号75番】

(農地担当)

続きまして，75番，窪木の件につきまして，地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

渡し人は，昨年の田植えころでしたが，田植えの日に父親が亡くなられて，本人は市外へ出ているのですが，その時から田を処分したいということで，以前から，受け人は，親子3人，お父さん，お母さん，お兄さんもいるのですが，手伝いをしたりして，結構な田んぼを作っておりますが，苗を作付けする所を，今，現状の所に受けた苗が置ききれないということで，以前から，場所がないだろうかという話があったので，私が聞いて，受け人へ言ったら購入したいということで，今現在もその本人さんが苗代を少ししていただけて，荒れていた状態になって，その土地自体が，自宅とそれから西側が倉庫，北は川に囲まれて陥没したような土地なので，なかなか水稻を作付けするには問題があるような所で，地元としては，一番良いのではないかとということで，紹介もしましたし，地元としては，良いのではないかと思います。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、75番は許可されました。

以上で、議案第11号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第12号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第12号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号35番】

【議案第13号 受付番号79番】

(農地担当)

それでは、35番、福谷の件であります。7ページの79番、同じく福谷の件が関連しますの
で、一括審議とさせていただきます。

現地調査も一括でお願いをいたします。

(11番委員)

それでは、4条から説明をさせていただきます。

東が水田、西が道路、南が道路、北が以前は選果場として使用されていた土地であります。

農地転用することによる周辺農地への影響ですが、ないように思います。

この土地につきましては、既にコンクリートを打たれていた状態でありました。

次に、5条の説明をさせていただきます。

東が水田、西が水路及び道路、南が4条の土地、北が畑、周辺農地への影響はないように思います。申請地には、選果場ということで建物があるような状態であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

申請地は、現地調査の報告のとおりであります。

選果場が建てられたのが、50年前以上で、最近は選果場として使用されていません。

このような状態になって相当の期間が経過しておりますが、現在まで、周辺農地への影響は発生しておりません。よって、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えます。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、既に建物が建っておりまして、第4条、第5条とも始末書が提出されております。

農地区分ですが、2件とも農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により、総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで農用地となります。

例外許可規定として、農業用施設に該当します。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(3番委員)

私から質問をさせていただきます。

選果場として使われていたのだと思いますが、農協ではないですか。

(12番委員)

農協ではありません。

任意の組合のものです。

(3番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4ページの35番、7ページの79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号37番】

【議案第13号 受付番号83番】

(農地担当)

続きまして、5ページ37番、窪木の件であります。これも7ページ、83番と関連がありますので、一括して審議させていただきます。

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

4条から説明をさせていただきます。

申請地の東側は畔道、田、西側が道路、南が水路と宅地、北側は5条の申請地です。今の状態は、休耕田であります。

次に、5条ですが、東が申請人の残地、西側が道路、南側が水路と宅地、北側が水路と道路、37番と同じ休耕田であります。

続いて、地元委員としての報告をさせていただきます。

4条ですが、東側がこの申請自体が畔道の拡幅ということで、その続きの畔道及びこの住宅地の排水路、それと●●●さんの土地が東側にあります。西側が続きの畦道、南が水路があって宅地、北側が、ここで申請の5条及び残地であります。

用水、排水につきましては、水路の横の畦道となるために問題ありません。日照、通風は畦道のため問題ありません。土砂の流出も内側に広げるので問題ありません。

総合判断として、申請地は地元の要望により、川掃除の時に猫車が通れるように地元からお願いしたものでありますので、問題ありません。

5条ですが、東側が渡し人の残地、西側が道路、南が水路及び宅地、北側が北の田に水を取り込む水路及び道路、用水、排水につきましては、新設の道路側に流すので問題ありません。日照、通風につきましては、2階建て8メートル程度の建物で、北に4メートルの道路があるので問題ありません。土砂の流出につきましては、土留の壁を作るので問題ありません。

総合判断といたしましては、渡し人の土地は、水路と道路で分断されている土地で、地元としては問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、第4条、第5条とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

37番及び83番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号38番】

【議案第13号 受付番号84番】

(農地担当)

続きまして、38番、上林の件であります、10ページ、84番、同じく上林の件について、

関連がありますので、一括して審議させていただきます。

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

それでは、4条から説明をさせていただきます。

東側が●●への進入路、西側が宅地、南が道路、北側が5条申請をされているプレハブの車庫と倉庫があります。現状は畑の状態です。

次に、5条ですが、東側が●●への進入路、西側が宅地、南側が4条申請の畑、北側が水路があり宅地、現状はプレハブと車庫となっています。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

●●●番●、●は一枚の畑であったのが、既に5条申請については、倉庫及び車庫が建っています。その半分を引退される方が住居にしたいということで、今回の4条申請になったものです。周辺が宅地と道路、用水がありますが問題ないようですので、今後も問題ないと思います。

総合的には、すぐ近くに農地がありませんので、影響がなく今後も問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、第5条の84番の件ですが、約30年前から物置、車庫として利用されており、今回、始末書が提出されております。

農地区分ですが、2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

38番及び84番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上で、議案第12号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第13号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号80番】

(農地担当)

それでは、80番、清音柿木の件に関しまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

東側が申請人の残地、西側が宅地、南が申請人の残地、北が宅地、埋め立てられた草も生えていない管理された土地であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員)

11番委員から説明のありましたように、ここは数年前から畑となっていますが、地上げをされて、以前は庭木があったのですが、それを伐採し山土が入って、その周りが住宅になっていますので、既に道側に新しく家が建って、その隣の土地が、今回の申請地になります。このような状態であることから、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われま

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

80番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、80番は許可されました。

【受付番号85番】

(農地担当)

続きまして、85番、山田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

東側は畦道があり神社の石垣、西側は水路があり畦道、南は水田、北は道路、現場は一段下がった土地で、水田、稲刈りの跡がありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員)

今回の申請は、山田地区の●●●●であります。そこで、年に春祭り、夏祭り、秋祭り、その他に年に5回ほど、かなりの人間が集まることがあります。そのたびに関係者の方から、駐車場があればという話が常にでておりました。今、その代表をされています、●●さんが、なんとかしようと

ということで、渡し人の方と話をされて、困っているのならということで、今回の申請になったものです。

現況なのですが、11番委員の方が報告のとおりであります。

用水に関しては、西側に水路があるのですが特に問題ありません。排水ですが、露天駐車場なので、いくらかの傾斜を付けて雨水は流す計画になっていますので、問題ありません。生活排水については発生いたしません。日照、通風についても建物を建てないため問題ありません。土砂の流出が気になったのですが、コンクリート擁壁を設置することから、問題ありません。

総合判断としては、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思います。

ご審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

推進委員であります東推進委員お願いをいたします。

(東委員)

13番委員の説明のとおりです。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

85番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、85番は許可されました。

【受付番号 81 番】

(農地担当)

続きまして、81 番、榎谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11 番委員)

ここにつきましては、かなり広範囲の土地が含まれているので、東側が畦道、水路、山林、西側が水田、南側が水路、山林、道路、北側が水路、山林となっております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(15 番委員)

11 番委員の報告のとおり範囲が広いので、東が農道、谷川、山、西側が農道、山、南が県道、住宅、北が農道、山になっておりまして、用水につきましては、パイプラインと一部溝であります。排水については、素掘り水路を導入して排水します。日照、通風は整地するので特に問題ないと思います。土砂の流出は真砂土を入れるので問題ありません。

総合判断としては、周辺農地への影響はないものと思います。また、補足ではありますが、農地転用の関係人が承諾をしております。

以上であります。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

今回の申請は、申請人のグループ会社が、岡山市内におきまして、太陽光発電事業を計画しています。その発電事業の場所なのですが、今回の申請地の北側になります。そこへの進入路がないことから、今回、仮設の進入路及び資材置場としての一時転用許可申請がされたものです。

次に、農地区分ではありますが、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 1 項により、総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということで農用地となります。例外許可規定の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないということになります。

なお、一時転用期間ではありますが、許可日から 3 年間になります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

今回は、一時転用の面積が、合計で●●●●●●●●平方メートルとなっております。農地転用面積が、3,000平方メートルを超えていることから、農地法第4条第4項の規定を適用して、岡山県農業会議へ意見を聴くことといたします。

それでは、採決いたします。

81番を許可見込みとすることにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、81番は許可見込みとされました。

なお、農業委員会では、許可見込みですが、岡山県農業会議の意見が違った場合、再び審議とさせていただきます。また、農業委員会と同じ意見であった場合、農業会議の答申日をもって、許可といたします。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

そのようにさせていただきます。

【受付番号82番】

(農地担当)

続きまして、82番、秦の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

現地調査の報告をいたします。

東側が道路、西側が水田、南側が水路と道路、北側が申請人の残地になっています。現在は、休耕田状態でありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

貸し人と借り人は親子であります。

借り人は、先般の水害に遭われて、今回、申請地へ住宅を建てようとするものです。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、用水、排水に関しましては、特に問題ないように思います。申請地からの雨水排水は、集水桝へ集めて南側水路へ排水します。生活排水

につきましては、合併浄化槽で処理をして既存の排水路へ流します。日照、通風につきましては、予定建築物の高さが、8.1メートルであることから、北側、西側への影響はないものと考えます。土砂の流出等ではありますが、北側にはブロック擁壁、西側にL型擁壁を設置することから、問題はありません。

総合判断といたしまして、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと考えます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断をしています。例外許可規定の集落に接続して設置される施設に該当します。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、82番は許可されました。

以上で、議案第13号の審議はすべて終了いたしました。

【報告第8号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第8号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第8号 報告書について朗読】

【報告第9号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第9号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第9号 報告書について朗読】

【報告第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第10号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第10号 報告書について朗読】

【報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第11号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第11号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

25ページ以降は、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。また、岡山県農業会議へ諮問したものについては、答申が農業委員会の意見と同じ場合は、答申の日をもって許可書を交付するものいたします。また、答申が農業委員会の意見と異なる場合は、再度、審議することいたします。開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することいたします。

本日の許可件数は、第3条関係が5件、第4条関係が4件、第5条関係が7件でありました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

私から、報告をさせていただきます。

【令和2年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について】

【令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の作成について】

(会長)

続きまして、農業委員会だより編集特別委員会の委員長から、報告を求められていますので、報告をお願いいたします。

(2番委員)

【そうじゃ農業委員会だよりの発行について】

(会長)

委員の方から報告等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務連絡】

(主任)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様でした。

今、新型コロナウイルスのニュースばかりです。

人が多く集まる所へは、集まらないようにしていただければと思います。

これから農作業も忙しくなりますが、健康に留意されまして農作業に励んでいただければと思います。

本日は、ご苦勞様でした。

閉会 午後3時48分